

## 「第4次秋田県読書活動推進基本計画」素案に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

県では、「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」（平成22年4月1日施行）に基づき、「秋田県読書活動推進基本計画」を策定し、3期にわたり、県民の読書活動の推進に取り組んできました。

この度、第3次計画が令和7年度で終了することから、「第4次秋田県読書活動推進基本計画」の策定を進めております。

つきましては、次のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しますので、たくさんの御意見をお寄せくださいるようお願いいたします。

### 1 計画の名称

第4次秋田県読書活動推進基本計画

### 2 意見の提出期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで（必着）

### 3 関係資料の閲覧方法

- 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」  
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/12984>)
  - 印刷物の閲覧場所
    - ・観光文化スポーツ部文化振興課（県庁第二庁舎6階）
    - ・総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
    - ・各地域振興局総務企画部地域企画課
- ※閲覧時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

様式は任意です。参考として意見書様式を示しておりますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、様式によらなくても差し支えありません。

### 5 意見提出の際の留意事項

いずれの方法による意見提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、意見書として扱わない場合もあります。

### 6 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理した上でまとめて公表することができます。

また、案に対する意見、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

### 7 意見の提出先

観光文化スポーツ部文化振興課 読書活動・文化芸術推進チーム

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王3丁目1-1

F A X：018-860-3880

電子メール：[bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp](mailto:bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp)